電力設備作業取扱指針

２０２５年7月１日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

電 力 設 備 作 業 取 扱 指 針

目　　次

第１章　総　　則
１　目　　的……１
２　適用範囲……１
３　用語の定義……１

第２章　電力設備作業の取扱い
１　調整対象設備……３
２　給電取扱作業……３
３　電力広域的運営推進機関への提出作業……４
４　発電制約を伴う作業……５
５　制御取扱作業……５
６　給電取扱作業および制御取扱作業の区分……５
７　作業停止および計画の種別……６
８　作業の計画に関する決裁……７
９　電力広域的運営推進機関への提出作業の決裁……７

第３章　作業計画・実施の基本方針
１　作業計画にあたっての基本事項……８
２　作業の安全確保のための運転操作上の措置……９

第４章　作業計画の申請
１　作業申請担当箇所……１１
２　申請方法……１２
３　配電線切替を必要とする作業……１２
４　系統利用者（他の電気事業者等およびお客さま）に関連する作業……１２
５　電力広域的運営推進機関への作業計画の提出……１２

第５章　長期作業計画の作成
１　長期作業計画の対象作業……１３
２　長期作業計画の作成……１３

第６章　年間作業計画の作成
１　年間作業計画の対象作業……１４
２　年間作業計画の作成……１４

第７章　月間作業計画の作成
１　月間作業計画の対象作業…………………………………………１６
２　月間作業計画の作成……………………………………………１６

第８章　作業手続と決定
１　作業実施の手続…………………………………………………１８
２　計画外作業の作業計画の決定と通知…………………………１８
３　作業操作日誌の作成と承認……………………………………１８
４　緊急作業の取扱い………………………………………………１９

第９章　作業開始および終了等の連絡……………………………２０

〔別　図〕
別図１　長期作業計画策定プロセス………………………………２１
別図２　年間作業計画策定プロセス………………………………２２
別図３　月間作業計画策定プロセス………………………………２４

〔別　表〕
別表１　中給作業区分の対象範囲…………………………………２５
別表２　基幹作業区分の対象範囲…………………………………２６

〔別　冊〕
154kV 以下の託送制約関連作業に伴う発電等制約量の算定および通知運用の取扱い

電 力 設 備 作 業 取 扱 指 針

第1章　総　　則

1　目　　的

この指針は，電力設備の作業に関する取扱いを定め，作業の安全かつ合理的な実施と電力系統の安定運用を図ることを目的とする。

2　適用範囲

この指針は，電力設備の作業を計画し施工する部署(以下「作業施工担当箇所」という。)が電力設備の停止を必要とする作業または運用に影響を与える作業を実施する場合の取扱いに適用する。

なお，系統利用者のうち，他の一般送配電事業者，送電事業者，特定送配電事業者，発電契約者（以下「系統利用者（他の電気事業者等）」という。)および当社流通設備に接続する特別高圧受電のお客さま(以下「系統利用者（お客さま）」という。)に関連する作業は，先方との契約，協定または申合せによるほかは，この指針に準じて処理する。

3　用語の定義

この指針における用語の定義は，電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が定める業務規程および送配電等業務指針等に準じる他は，次のとおりとする。

用　　語	定　　義
計 画 決 裁	◇決裁権限表に定める作業停止計画の決裁。「計画通りに作業停止を実施すること」の意思決定であり，作業停止の中止または内容の変更が生じる場合は作業停止計画の中止・変更決裁が必要となる。
発　電　者	◇一般送配電事業，小売電気事業，特定送配電事業または自己託送の用に供する電気を発電し送電系統に電力を流入する者(送電系統に電力を流入する自家用発電設備設置者等を含む)
給 電 制 御 所	◇基幹給電制御所　◇支社給電制御所
支社配電運営グループ	◇配電線に関わる操作の指令・制御を総括する部署。また，配電用変電所作業･指令権に基づく指令により配変設備の現地操作をする部署。（営業所・サービスステーションを含む）
変　電　所	◇変電所　◇開閉所（塔）　◇連系所　◇変換所
電　気　所	◇変電所　◇支社変電グループ・送電グループ・地中線グループ ◇支社配電運営グループ ◇通信ネットワークセンター

用　　語	定　　義
電 力 設 備	◇送変電設備（配電用変電設備含む）　◇給電装置 ◇給電制御所の運転・運用に関する設備 ◇保護リレー装置等　◇通信設備 ◇系統利用者（お客さま）の受電設備 （配電線路設備，配電管轄の送変電設備を除く）
保護リレー装置等	〔保護リレー装置〕 ◇送電線保護リレー装置　◇配電線保護リレー装置 ◇母線保護リレー装置　◇機器保護リレー装置 ◇故障区間検出装置(FD) ◇母線故障点標定装置(FB) 〔系統安定化装置〕 ◇系統安定化諸装置　◇系統分離リレー装置 ◇過負荷保護リレー装置 〔その他の装置〕 ◇中性点接地装置　◇自動復旧諸装置
給 電 装 置	◇給電用電子計算機システム ◇自動給電装置(ADC)　◇自動周波数制御装置(AFC) ◇広域需給調整システム(KJC) ◇自動電圧無効電力制御装置(VQC) ◇自動無効電力制御装置(AQR) ◇緊急発電指令装置(EPC) ◇系統監視装置(SV，TM 等) ◇再エネ出力制御システム ◇その他のシステム(気象レーダシステム等)
集中監視制御システム	◇給電制御所の電子計算機，周辺装置および付属装置
連　系　線	◇他の一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する２７５ｋＶ以上の交流連系線，直流連系設備および周波数変換設備

第２章　電力設備作業の取扱い

電力設備作業の調整対象設備，計画および実施に係わる取扱いは，次のとおりとする。

１　調整対象設備

作業計画を策定・調整する対象設備は，給電制御所給電管轄範囲および指令範囲の電力設備および契約，協定または給電運用に関する申合せ書等で定めた系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）の作業とする。

なお，電力設備で定義される送変電設備の主な対象設備は，以下のとおりとする。

	主な対象設備
送変電設備	母線，主要変圧器，開閉器，計器用変成器，計器用変流器，調相設備， 送電線　等

２　給電取扱作業

給電制御所の給電管轄範囲および指令範囲の電力設備作業のうち，次の作業を給電取扱作業とする。ただし，給電運用に直接影響を与えない電力設備作業は，給電取扱作業から除く。

(1) 送変電設備の作業

ア 送電線，変電所における電力設備の停止作業またはこれらの設備の運用に影響を与える作業

イ 待避確認の設定を必要とする活線作業または活線接近作業

(2) 給電装置，保護リレー装置等の作業またはこれらの装置の運用に影響を与える作業

(3) 給電装置，保護リレー装置等の運用に影響を与える通信作業

(4) 集中監視制御システムの伝送系または監視制御ＣＰＵ全系同時停止作業

(5) 配電線ループ切替のために行う給電管轄範囲の機器操作および系統固定

(6) 契約，協定または給電運用に関する申合書で定めた，系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）の作業（計量装置の作業含む）

３　広域機関への提出作業

電力設備作業のうち，次の作業を広域機関への提出作業（以下「広域機関提出作業」という。）とする。

なお，広域機関に対する窓口は中央給電指令所とする。

(1) 連系線の停止作業※

(2) 連系線の運用容量に影響を与える作業(以下「連系線託送制約関連地内作業」という。)※

(3) ５００ｋＶ，２７５ｋＶの送電線の停止または運用容量の減少を伴う作業

(4) ５００ｋＶ，２７５ｋＶの母線の停止作業

(5) ５００ｋＶと２７５ｋＶを連系する変圧器の停止または運用容量の減少を伴う作業

※連系線作業および連系線の運用に影響を与える作業の対象は次による。

ア　三重東近江線託送制約関連作業

三重東近江線および当該送電線に接続する開閉所の５００ｋＶ母線停止作業

イ　新信濃ＦＣ託送制約関連作業

（ア）新信濃ＦＣ関連作業

新信濃ＦＣ停止作業

（イ）豊根(開)～信濃(変)・信濃中信線関連作業

豊根(開)～信濃(変)・信濃中信線系統の５００ｋＶ・２７５ｋＶ送電線，

５００ｋＶ・２７５ｋＶ母線，５００ｋＶ/２７５ｋＶ変圧器停止作業

（ウ）北部(変)～高根中信線・中信(変)関連作業

北部(変)～高根中信線・中信(変)系統の２７５ｋＶ送電線，２７５ｋＶ母線，

５００ｋＶ／２７５ｋＶ変圧器停止作業

（エ）新信濃ＦＣ関連調相設備作業

新信濃ＦＣ関連調相設備作業

ウ　佐久間ＦＣ託送制約関連作業

（ア）佐久間ＦＣ関連作業

佐久間ＦＣ停止作業

（イ）佐久間西幹山線～佐久間(発)関連作業

佐久間西幹山線，佐久間(発)の２７５ｋＶ送電線，２７５ｋＶ母線(６０Ｈｚ)停止作業

（ウ）東栄(変)～新豊根東栄線関連作業

東栄(変)～新豊根東栄線の２７５ｋＶ送電線，５００ｋＶ/２７５ｋＶ変圧器停止作業

エ　東清水ＦＣ託送制約関連作業

（ア）東清水ＦＣ関連作業

東清水ＦＣ停止作業

（イ）東清水(変)関連作業

東清水(変)１５４ｋＶ母線(５０Ｈｚ)

（ウ）東清水ＦＣ関連調相設備作業

東清水ＦＣ関連調相設備作業

オ　飛騨信濃ＦＣ託送制約関連作業

（ア）飛騨信濃ＦＣ関連作業

飛騨変換所の交直変換設備，飛騨信濃直流幹線（本線・帰線）停止作業

（イ）飛騨変換所関連作業

飛騨変換所５００ｋＶ母線，１５４ｋＶ母線，交流フィルタ停止作業

（ウ）飛騨信濃ＦＣ関連調相設備作業

飛騨信濃ＦＣ関連調相停止作業

カ　南福光ＢＴＢ託送制約関連作業

南福光ＢＴＢ，中部北陸連絡母線，関連設備停止作業

4　発電等制約を伴う作業

電力設備作業のうち，発電者に発電等制約を与える作業(以下「託送制約関連作業」という。)は，次の細則等にもとづき対応する。

(1) ５００ｋＶ，２７５ｋＶの電力設備作業

広域機関が定める「作業停止計画調整マニュアル」。

(2) １５４ｋＶ以下の電力設備作業

この指針の別冊「154kV 以下の託送制約関連作業に伴う発電等制約量の算定および通知運用の取扱い」。

（解　説）

発電者への制約量通知（※）以降における作業申請の追加・取り下げ・延期は，広域的な需給運用や発電事業者へ悪影響を与え得ることから，作業調整結果通りの作業実施に努める。なお，制約量通知（※）以降，追加・取り下げ・延期が不可欠となった場合は，発電事業者や広域機関に対する対外説明性を事前に各給電制御所と調整する。

（※作業前々年度の９月末）

5　制御取扱作業

給電制御所が運転管轄する電力設備作業のうち，次の作業を制御取扱作業とする。

(1) 変電設備の停止作業またはその運用および運転に影響を与える作業

ただし，給電取扱作業を除く。

(2) 配電線ループ切替のために行う配電用変圧器の一次以降二次側ＣＢ機器操作および系統固定

(3) 給電制御所設備の停止作業

(4) 給電制御所の運転に影響を与える通信設備の停止作業

なお，給電制御所の運転に直接影響を与えない作業を軽微作業とし，対象設備，取扱いを定めておく。

6　給電取扱作業および制御取扱作業の区分

給電取扱作業および制御取扱作業の区分は次による。

(1)「中給」

給電取扱作業のうち，給電制御所が給電管轄する電力設備作業で連系線作業，連系線の運用に影響を与える作業，融通関連作業をいう。

なお，具体的な対象範囲を別表１に示す。

(2)「基幹」

給電取扱作業のうち，基幹給電制御所の指令範囲の電力設備作業，支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業で基幹系統の運用に影響を与える送変電設備関連作業をいう。

ただし，「中給」を除く。

なお，具体的な対象範囲を別表２に示す。

(3)「支社」

給電取扱作業のうち，支社給電制御所が給電管轄する電力設備作業で，「中給」「基幹」を除くもののうち，支社給電制御所の指令範囲の設備作業をいう。

(4)「制御」

制御取扱作業をいう。

7　作業停止および計画の種別

作業停止および計画の種別は次による。

種　　別		内　　容
計　画 作業停止	長期作業計画	年間作業計画の調整業務を効率的に実施するため，停止制約が大きい作業について第１～３年度分を事前調整する作業計画
	年間作業計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため，作業申請をもとに，停止範囲，時期および期間を調整し策定する第１年度分と第２年度分の作業計画
	月間作業計画	年間作業計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する翌月，翌々月の作業計画
計画外作業停止		計画作業以外の作業停止(軽微作業を含む)

長期作業計画における第３年度分および年間作業計画における第２年度分ならびに月間作業計画の翌々月分の作業計画を策定する対象は，広域機関提出作業およびその調整に必要な作業ならびに託送制約関連作業とする。

ただし，系統利用者に誤った予見性を与えることを防止するため，長期作業計画における第３年度分については，蓋然性の高い作業計画のみを系統利用者への共有対象として取扱う。

また，長期作業計画および年間作業計画の策定対象年度（第１年度・第２年度）は同一年度となる。

8　作業の計画に関する決裁

作業に関する決裁は，作業区分ごとに決裁者を定め，計画決裁を受ける。

9　広域機関への提出作業の決裁

年間作業計画，月間作業計画および計画外作業停止において広域機関提出作業の決裁は，広域機関での調整結果および承認をもとに，計画決裁を受ける。

なお，調整結果に変更があった場合は，作業計画の必要な見直しを行う。

第３章　作業計画・実施の基本方針

電力設備の作業は，電力系統の運用に制約を与え，供給信頼度，需給バランス，電力設備の効率的な運用などに影響するため，作業施工担当箇所，中央給電指令所，給電制御所は，次の基本方針に基づき作業計画を策定し，その合理的かつ安全な実施を図る。

１　作業計画にあたっての基本事項

作業計画は以下の基本事項に基づき，適切な時期を選定する。

(1) 考慮する事項

電力設備の作業計画策定にあたって次の事項を考慮する。

項　目	主　な　内　容
公衆保安の確保・電力設備の保全	公衆保安の確保，電力設備の保全・点検周期，作業条件，作業員の安全確保
供給信頼度	潮流，適正周波数･電圧の維持，系統安定度，設備故障時の影響度合と故障対応，中止復旧時間，重負荷期や雷・雪など災害が予想される時期の回避，連系線重複停止の回避
供給力・調整力の確保	供給区域の供給力の確保，必要な調整力の確保
抑制回避	電源抑制・停止の回避，連系線混雑の回避
系統利用者への影響度	系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）の発電計画・操業計画・作業計画
合理性	連系線･地内流通設備，電源との停止計画の協調，作業の同調，作業停止の必要性，工期・工法などの工事内容，関係箇所との協議・調整
公平性の確保	特定の系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）へ影響が偏らない調整

なお，作業停止範囲および時期・期間の調整にあたって，電力系統の安定運用確保を前提のうえ以下の項目を優先し，時々の需給・系統状況や作業の緊急度等を総合的に判断する。

◇　公衆保安の確保
◇　電力設備の保全
◇　供給信頼度の維持
◇　供給力・調整力の確保

また，中央給電指令所，給電制御所は，作業計画について，調整対象者や広域機関から策定根拠を求められた場合は，説明を行う。

(2) 送変電設備の作業

ア 作業実施中の供給信頼度維持に努める。

イ 関連する送変電設備の作業は，極力同調する。

ウ 発電機が並列する連系変圧器の作業は，その系統の最大容量ユニットの脱落または運転中変圧器の故障停止による関連系統の全停を回避する。

エ 供給停止または配電線切替を必要とする作業は，関係箇所間で協議し，停止回数および作業時間の短縮を図る。

(3) 保護リレー装置等，集中監視制御システムの作業

ア 保護リレー装置等の作業は，極力，送変電設備の作業に同調する。

イ 系統安定化装置の作業は，潮流調整の可否について検討する。

ウ 集中監視制御システムの作業は，変電所のバックアップ運転を極力少なくする。

(4) 通信設備の作業

ア 関連する設備の作業に極力同調する。

イ 別ルート回線を極力確保し，保護リレー装置等，給電装置，集中監視制御システムの運用に支障を与えない方法を検討する。

(5) 系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）に関連する作業

給電協定，給電運用に関する申合書等に定められた事項に基づき先方と協議する。

2　作業の安全確保のための運転操作上の措置

(1) 誤通電防止措置

開閉器の誤投入による作業区間の課電を防止するための措置を，誤通電防止措置という。このうち送電線停止作業など給電指令に基づくものは，次による。

ア 誤通電防止措置の種類

誤通電防止措置の種類は，「施錠措置」と「２段切り措置」の２種類とする。

種　　類	内　　容
施 錠 措 置	・ＬＳ開放＋当該ＬＳ機械ロック付 ・ＬＳ開放＋機構インターロック付遠制アース付
２段切り措置	・ＣＢ開放＋当該ＣＢ引き出し ・ＣＢ開放＋直列設置されている別のＬＳ開放 ・ＬＳ開放＋直列設置されている別のＬＳ開放

イ 系統利用者（お客さま）における誤通電防止措置

系統利用者（お客さま）における誤通電防止措置も，この指針に準じて実施するが，特に次の措置を考慮し具体的方法を「給電運用に関する申合書」に定めておく。

（ア） ＬＳによる１段切りの箇所における機械ロックは，ＬＳが遠方制御，現地操作にかかわらず，給電制御所からの給電指令により行う。

（イ） ＣＢの開放により連動してＬＳが開放される方式の場合は，１段切りの取扱いとし，別に

次のいずれかの措置を行う。

a 開放したＬＳの機械ロック

b 直列に設置されている別のＬＳの開放

c 操作回路のロックまたは装置除外

（ウ） ＣＰＵ制御による自動操作がある場合または受電回線自動切替装置を有する場合は，（イ）に準ずる。

(2) 給電アースの取扱い

ア アースの定義

変電所および送配電線路(一般配電線路を除く。以下同じ)を停電して作業を行う場合，作業の安全を図るためアースを取付けるが，これを次のように区分する。

（ア） 給電アースとは，送配電線路の端子に給電指令に基づき取付けるアースのことをいう。なお，給電アースを給電制御所から遠隔操作により着脱する場合は，給電制御所長を着脱責任者とし，現地操作により着脱する場合は，各部門で定める給電アース着脱責任者の責任とする。

（イ） 現場アースとは，給電アース以外で，現場アース着脱責任者の責任において，それぞれの作業停止範囲内の作業現場に取付けるアースのことをいう。

イ 給電アースの手続

給電アースの取付けを必要とする場合，作業施工担当箇所は，作業手続により給電管轄箇所へ申請する。

ウ 給電アースの取付け箇所

（ア） 送配電線作業の場合

次の端子に給電アースを取付ける。

a 再送電端子

b 主要な受電端子

c 他の回線から誘導電圧を受ける受電端子

d その他，運用上必要な端子

（イ） 変電所作業の場合

作業を実施する端子

エ 給電アースの取付け位置

給電アースの取付け位置は，変電所における線路側ＬＳの線路側端子とする。ただし，ＬＳがない場合は，あらかじめ取付け位置を定めておく。

(3) 待避確認の設定を必要とする場合の手続

送電線の活線作業または接近作業に伴い作業者の危険防止を考慮して待避確認の設定を必要とする場合，作業施工担当箇所は待避確認の設定を給電管轄箇所へ申請する。

第４章　作業計画の申請

電力設備作業の計画を申請する部署(以下「作業申請担当箇所」という。)は，作業計画について作業申請担当箇所長の承認を受け，次により中央給電指令所または管轄する給電制御所へ申請する。

なお，給電取扱作業のうち給電運用に与える影響が小さい作業は，対象設備，申請手続方法を定めておき，長期，年間，月間作業計画の申請対象から除く。

１　作業申請担当箇所

作業計画の申請担当箇所は，次のとおりとする。

作　業　内　容	作業申請担当箇所
(1) 通信設備の作業	通信ネットワークセンター
(2) 送変電設備作業に伴い，給電運用に関連する通信設備に影響がある作業(通信関係) （ＣＤＴ，ＳＶの要素停止，ＯＰＧＷの停止等）	「(1)通信設備の作業」に準ずる。
(3) 系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）が実施するお客さま設備作業	※系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）
(4) 当社が実施する系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）構内のＶＣＴ作業	支社配電運営グループ保守担当箇所
(5) 給電制御所が主体的に行う開閉試験	給電制御所 但し，配電用変電設備の開閉試験は支社配電運営グループ保守担当箇所
(6) 上記以外の作業	作業施工担当箇所 （建築・土木作業などにおいては給電連絡窓口による作業申請も可能）

※給電制御所は，系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）から直接もしくは支社契約グループ経由で作業停電連絡票等を受領し，系統運用計画システムで作業申請を行う。

2　申請方法

(1) 作業計画の申請は，原則として系統運用計画システムへの入力により行う。

(2) 長期間停止作業・複雑な作業等で補足説明が必要なものについては，系統運用計画システムへ所定事項を入力することに加え説明資料を添付する。資料データ容量超過により，添付できない場合は記事欄へ「別送説明資料あり」と入力し申請するとともに，作業施工担当箇所長が承認した作業申請補足説明資料を申請先へ提出する。

(3) 作業申請補足説明資料を提出する場合は以下による。

ア 作業施工担当箇所長の判断で図面等による補足説明が必要とした場合。

イ 中央給電指令所長，給電制御所長が必要と認めた場合。

(4) 系統運用計画システムが使用できない場合は，作業施工担当箇所が作成する作業計画表または作業手続書などにより申請する。

3　配電線切替を必要とする作業

(1) 送変電作業に伴い配電線切替を必要とする場合は，作業施工担当箇所が支社配電運営グループ保守担当箇所と調整を行い管轄する給電制御所へ申請を行う。

(2) 配電線ループ切替のために系統側の操作を必要とする場合は，支社配電運営グループ保守担当箇所が依頼票を作成し管轄する給電制御所へ送付する。

4　系統利用者に関連する作業

(1) 系統利用者（他の電気事業者等）の作業計画は，給電協定，給電運用に関する申合書等に定められた事項に基づき中央給電指令所・給電制御所へ申請する。

(2) 系統利用者（お客さま）の作業計画は，作業停電連絡票などに必要事項を記載のうえ，作業申請担当箇所を経由し中央給電指令所・給電制御所へ申請する。

(3) 中央給電指令所・給電制御所は，申請された内容を系統運用計画システムへ入力する。

5　広域機関への作業計画の提出

広域機関提出作業は，中央給電指令所が年間作業計画，月間作業計画のそれぞれ定める期日までに系統運用計画システムより提出を行う。また，決定されている作業計画の内容を変更する必要が生じた場合および決定されている作業計画以外の作業を行う必要が生じた場合，すみやかに提出を行う。ただし，システム停止・故障等により入力できない場合は別様式により提出する。

第５章　長期作業計画の作成

長期作業計画は，次により作成する。

１　長期作業計画の対象作業

送変電部門および配電部門による作業計画で，第２章の給電取扱作業に定める作業のうち，次の作業を対象とする。

(1) 連系線作業および連系線の運用に影響を与える作業

(2) 託送制約関連作業（発電者が接続する託送ルートの制約作業）

(3) 送変電設備停止作業で，３日以上の停止を必要とする作業
（週末利用のみではできない作業 など）

(4) 実施時期が特定された作業

(5) 給電制御所が指定した設備の停止作業

２　長期作業計画の作成

(1) 作業申請担当箇所は，次により給電制御所へ申請する。
なお，作業施工担当箇所が決定していない作業計画については，計画策定箇所が申請する。

ア 策定年度：第１～３年度とする。
ただし，第３年度分の対象作業については，広域機関提出作業およびその調整に必要な作業ならびに託送制約関連作業とする。また，蓋然性の高い作業計画のみを系統利用者への共有対象として取扱う。

イ 申請期間：第１年度を起算として前々年度の２月１日～２月２０日

(2) 給電制御所は，申請された作業計画案について中央給電指令所・関係給電制御所と協議・調整のうえ，次により長期作業計画を作成する。
なお，具体的な長期作業計画策定のプロセスを別図１に示す。

ア　３月１５日までに長期作業計画を作成する。

イ　３月１６日までに作業施工担当箇所へ通知する。

ウ　作業施工担当箇所は通知を基に，４月５日までに作業申請を変更する。

エ　支社契約グループと協調し，５月１５日までに系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）と停電交渉（事前調整）を行う。

オ　上記ウの結果を踏まえ，５月３１日までに長期作業計画を調整する。

カ ６月１０日目途までに計画決裁者の承認を受け，作業施工担当箇所へ通知する。

（解　説）
１　長期作業計画の作成内容は，作業の実施可能な日程または時期および検討事項や課題を確認・調整する。
２　長期作業計画により通知した日程または時期は，供給計画（発電機作業等）および年間作業計画の作成において変更となることがある。

第６章　年間作業計画の作成

年間作業計画は，次により作成する。

１　年間作業計画の対象作業

(1) 給電取扱作業

第２章の給電取扱作業に定める作業を，原則として年間作業計画の対象とする。

(2) 制御取扱作業

第２章の制御取扱作業に定めるもののうち，次の作業を年間作業計画の対象とする。

ア 変電所の制御・表示伝送が８時間を超過して停止する作業

イ 支社変電グループ単位で，全ての変電所がバックアップ運転となる作業

２　年間作業計画の作成

(1)年間作業計画の申請

作業施工担当箇所は関係箇所と協議・調整のうえ作業計画案を作成し，管轄範囲別に取りまとめる。

作業申請担当箇所は，次に示す第１年度および第２年度の作業について，次のとおり期限までに年間作業第１段階から第３段階計画案としてそれぞれ中央給電指令所・給電制御所へ申請する。

なお，長期作業計画により調整した作業で変更等がない場合は不要とする。

また，各申請期日以降の追加・変更作業については，年間作業第１段階から第３段階計画との同調または時期を考慮する。

【第１年度・第２年度】

申請区分	対　象　作　業	申請期間
第１段階	◇連系線作業 ◇連系線の運用に影響を与える作業 ◇託送制約関連作業 ◇支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業のうち５００ｋＶ，２７５ｋＶの送電線および母線の停止または運用容量の減少を伴う作業	４月２０日～ ５月１４日
第２段階	◇実施時期が特定された作業 （拡充工事等，完工時期が決まっているものなど） ◇系統運用計画システムの作業種別が「工事」の作業 ◇その他中央給電指令所・給電制御所が指定した設備の停止作業 （系統利用者（他の電気事業者等，お客さまなど））	８月１日～ ８月２５日
第３段階	年間作業計画における対象のうち，上記以外の作業	９月２５日～ １１月１０日
追加・変更	追加・変更となった作業	必要の都度

なお，支社給電制御所の年間作業計画における第２年度分について作業計画を策定する対象は，広域機関提出作業およびその調整に必要な作業ならびに託送制約関連作業とする。

(2) 年間作業計画の作成

中央給電指令所・給電制御所は，申請された年間作業計画案について協議・調整のうえ，次により年間作業計画を作成する。

なお，具体的な年間作業計画策定のプロセスを別図２に示す。

ア　年間作業計画の調整

申請された年間作業計画案について関係箇所との調整および系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）と停電交渉を行い，以下の調整期日までに第１段階から第３段階年間作業計画を作成し，関係箇所へ通知する。

申　請　区　分	調　整　期　日	申請変更期日	停 電 交 渉 期 日
第１段階	５月２５日	６月５日	７月５日
	７月１４日　※		
第２段階	９月１４日	９月２４日	１２月中旬
第３段階	１１月３０日	１２月１０日	

※停電交渉結果を踏まえ，７月１４日までに調整を行う。

イ　年間作業計画の作成

年間作業第１段階から第３段階計画および申請された年間作業追加・変更計画案について，関係箇所と調整のうえ，年間作業計画を作成する。

(3) 年間作業計画の広域機関への提出

中央給電指令所は，原案，調整案，最終案について，２か年度分の広域機関提出作業を取りまとめ，系統利用者（他の電気事業者等）の作業計画とあわせて，広域機関が定めた期日までに広域機関へ提出する。なお，原案の提出から広域機関の承認までの間で追加・変更が必要となったときはすみやかに広域機関へ提出する。また，広域機関では連系線作業および連系線託送制約関連地内作業の調整を行う。

（解　説）
連系線作業および連系線の運用に影響を与える作業については，第１段階の調整期日以降に他の一般送配電事業者等と調整し広域機関へ提出するため，原則，第１段階の調整期日以降に追加・変更は行わないこととする。

(4) 年間作業計画の決定と通知

広域機関提出作業について広域機関の承認を受ける。中央給電指令所・給電制御所は，年間作業計画について決裁権限表に従い，１月末までに決裁を受け，系統運用計画システム等により関係箇所へ通知する。

第７章　月間作業計画の作成

月間作業計画は，次により作成する。

１　月間作業計画の対象作業

(1) 給電取扱作業

第２章の給電取扱作業に定める作業を原則として月間作業計画の対象とする。

(2) 制御取扱作業

第２章の制御取扱作業に定めるもので，軽微作業を除く，全ての作業を月間作業計画の対象とする。

２　月間作業計画の作成

(1) 月間作業計画の作成は，年間作業計画の作成に準じて行う。

なお，申請および決定等の期日は次のとおりとし，具体的な月間作業計画策定のプロセスを別図３に示す。

また，広域機関提出作業および託送制約関連作業については翌月，翌々月を対象とする。

業　務　内　容	期　日
月間作業一次計画案申請 （・連系線作業 ・連系線の運用に影響を与える作業 ・託送制約関連作業 ・基幹ａ作業 ・支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業のうち５００ｋＶ，２７５ｋＶの送電線および母線の停止または運用容量の減少を伴う作業）	前々月１９日
月間作業二次計画案申請 〔　一次申請作業を除く全作業　〕	前々月末
広域機関への作業計画の提出（原案・調整案・最終案）	広域機関が定めた期日
作業計画の決定（翌月分） 作業計画の承認（翌々月分）	前月１９日目途 ただし，広域機関提出作業の翌月分の決定は前月２０日まで

なお，広域機関への作業計画の提出は第６章２項（３）に準じて行う。

(2) 系統運用計画システム記事欄へ「説明資料あり」と入力された件名の作業申請補足説明資料は，作業実施月の前々月末までに，作業計画の申請にあわせて提出する。

(3) 月間作業計画の決定と通知

中央給電指令所，給電制御所は，作成した月間作業計画について，決裁権限表に従い決裁を受け系統運用計画システム等により関係箇所へ通知する。

第８章　作業手続と決定

１　作業実施の手続

作業実施にあたり，作業申請担当箇所が行う作業実施手続は次による。

(1) 月間作業計画どおり実施できる場合，作業の実施手続は必要としない。

(2) 月間作業計画どおりに実施できない作業の手続

決定されている作業計画の内容を変更する必要が生じた場合および決定されている作業計画以外の作業を行う必要が生じた場合は，作業申請担当箇所は，追加・変更の理由および内容を作業申請担当箇所長の承認を受けたうえですみやかに中央給電指令所または管轄する給電制御所へ申出を行い，変更および追加手続を行う。

なお，中央給電指令所・給電制御所の電力系統運用等の理由で，作業計画を変更する必要が生じた場合もこれに準じて行う。

また，広域機関提出作業が計画どおり実施できない場合，中央給電指令所は，追加・変更の理由および内容を広域機関へ提出し承認を受ける。

(3) 作業手順書等の送付

作業施工担当箇所は，電力設備の新増設・改良工事等の複雑な作業で，指令操作票の作成のために内容・工程などの説明が必要な場合は，作業実施日の１０日前までに作業手順書等，作業方法・工程についての説明資料を給電制御所へ送付する。

２　計画外作業の作業計画の決定と通知

中央給電指令所・給電制御所は，月間作業計画決裁以降に追加・変更作業が申請された場合は，次により作業計画の決定と関係箇所への通知を行う。

中央給電指令所・給電制御所は，追加または変更を申請された作業について検討ならびに関係箇所との協議を行い，必要と認められるものについて作業計画の決裁者の決裁を受けた後，作業申請担当箇所へ通知する。

また，関係箇所への通知を中央給電指令所・給電制御所および作業申請担当箇所は，それぞれが関係する箇所へ行う。

３　作業操作日誌の作成と承認

中央給電指令所・給電制御所は，次により作業操作日誌を作成し，承認を受ける。

(1)　中央給電指令所・給電制御所は，実施する給電取扱作業について，作業操作日誌を作成し，作業実施の前日までに計画決裁の決裁者または決裁者が指名した者の承認を受ける。

(2)　給電制御所は，軽微作業を除き，実施する制御取扱作業について，作業操作日誌を作成し，作業実施の前日までに計画決裁の決裁者または決裁者が指名した者の承認を受ける。

4　緊急作業の取扱い

電力設備において，公衆保安，設備保全等のため，緊急に作業を実施する必要が生じた場合は，次によりすみやかに申請する。

(1) 作業の申請

作業申請担当箇所は，緊急作業の内容について，作業申請担当箇所長の承認を受けたうえで，中央給電指令所・給電制御所へすみやかに申出を行い，作業手続を行う。

(2) 作業実施の決定と通知

中央給電指令所・給電制御所は，申請された緊急作業について検討ならびに関係箇所との協議を行い，作業停止計画の決裁者の決裁を受けた後，作業申請担当箇所へ通知するとともに，電力設備作業取扱の手引に従い，必要に応じて事後報告を行う。

(3) 広域機関提出作業に該当する作業を緊急に実施する必要が生じた場合，中央給電指令所・給電制御所は，すみやかに作業計画を提出する。

第９章　作業開始および終了等の連絡

中央給電指令所・給電制御所は，作業停止の実施に際して，当該作業を管理する電気所，作業施工担当箇所または運転（保守）担当箇所，他の電気事業者等のいずれかと作業の開始時刻，終了時刻およびその他必要事項の確認を行う。また，天候不順等の理由により作業を中止する場合，作業開始を見合わせる場合，または作業期間を延長する場合は，その内容および理由を確認する。

また，連系線の作業停止および連系線託送制約関連地内作業停止の場合は，中央給電指令所が広域機関へ作業停止の開始時刻，終了時刻を連絡する。なお，天候不順等の理由により作業を中止する場合，作業開始を見合わせる場合，または作業期間を延長する場合も同機関へその旨を連絡する。

（解　説）

給電制御所は作業開始予定時刻までに予定の停止操作を完了させるよう，停止計画を立て設備を停止する。ただし，天候不順時に作業担当箇所が中止と判断する作業については，給電制御所は運転（保守）担当箇所と中止決定時刻をあらかじめ定めておき，中止決定時刻以降に設備を停止する。

別図１　長期作業計画策定プロセス

（電力設備作業取扱指針）
調整　連絡・通知・入力

申請年度　作成年度

１月　２月　３月　４月　５月　６月　７月

作業施工担当箇所（予算担当箇所含む）

作業施工担当箇所
配電
変電
送電
基幹系統建設センター

2月1日～2月20日　系統運用計画システム

3月16日　申請作業帳票（計画通知）

作業施工担当箇所
配電
変電
送電
基幹系統建設センター

4月1日～4月5日　系統運用計画システム

6月10日目途　申請作業帳票（計画通知）

作業施工担当箇所
配電
変電
送電
基幹系統建設センター

中央給電指令所

3月15日

5月31日

◇長期計画の調整(連系線作業)
（作業調整にあたって主な調整手順）
・設備保全の確保(点検周期)・時期の決められた作業を確認
・供給信頼度確認
・供給力・調整力の確保・同調・輻輳回避などの確認
◇基幹給電制御所・支社給電制御所と調整

2月21日～3月15日　調整

3月17日～3月31日　再調整

5月16日～5月31日　最終調整

基幹給電制御所

◇長期計画を作成(基幹系統作業の調整)
（作業調整にあたって主な調整手順）
・設備保全の確保(点検周期)・時期の決められた作業を確認
・供給信頼度確認
・同調・輻輳回避などの確認
・電力系統の適正な潮流・電圧・運用条件等の確認
◇中央給電指令所・支社給電制御所と調整
◇変電・送電と作業調整
◇第１年度の電力設備作業実施可否の時期を確認
※3月16日，6月10日を目途に作業施工担当箇所へ通知する。

6月10日　承認

調整　再調整　最終調整

申請作業帳票打出　計画通知作成　申請作業帳票打出　計画通知作成

支社給電制御所

4月6日～4月15日　停電交渉（事前調整）資料作成

6月10日　承認

◇長期計画を作成(管轄系統作業の調整)
（作業調整にあたって主な調整手順）
・設備保全の確保(点検周期)・時期の決められた作業を確認
・供給信頼度確認
・同調・輻輳回避などの確認
・電力系統の適正な潮流・電圧・運用条件等の確認
◇中央給電指令所・基幹給電制御所・関連支社給電制御所と調整
◇変電・送電・配電と作業調整
◇第１年度の電力設備作業実施可否の時期を確認
※3月16日，6月10日を目途に作業施工担当箇所へ通知する。

4月15日　5月16日

支社契約グループ　※1

4月16日～5月15日

系統利用者（お客さま）

※１　一部の系統利用者（お客さま）については，支社給電制御所で実施

（電力設備作業取扱指針）

別図２　年間作業計画策定プロセス（１／２）

⟷ 調整　　⟶ 連絡・通知・入力

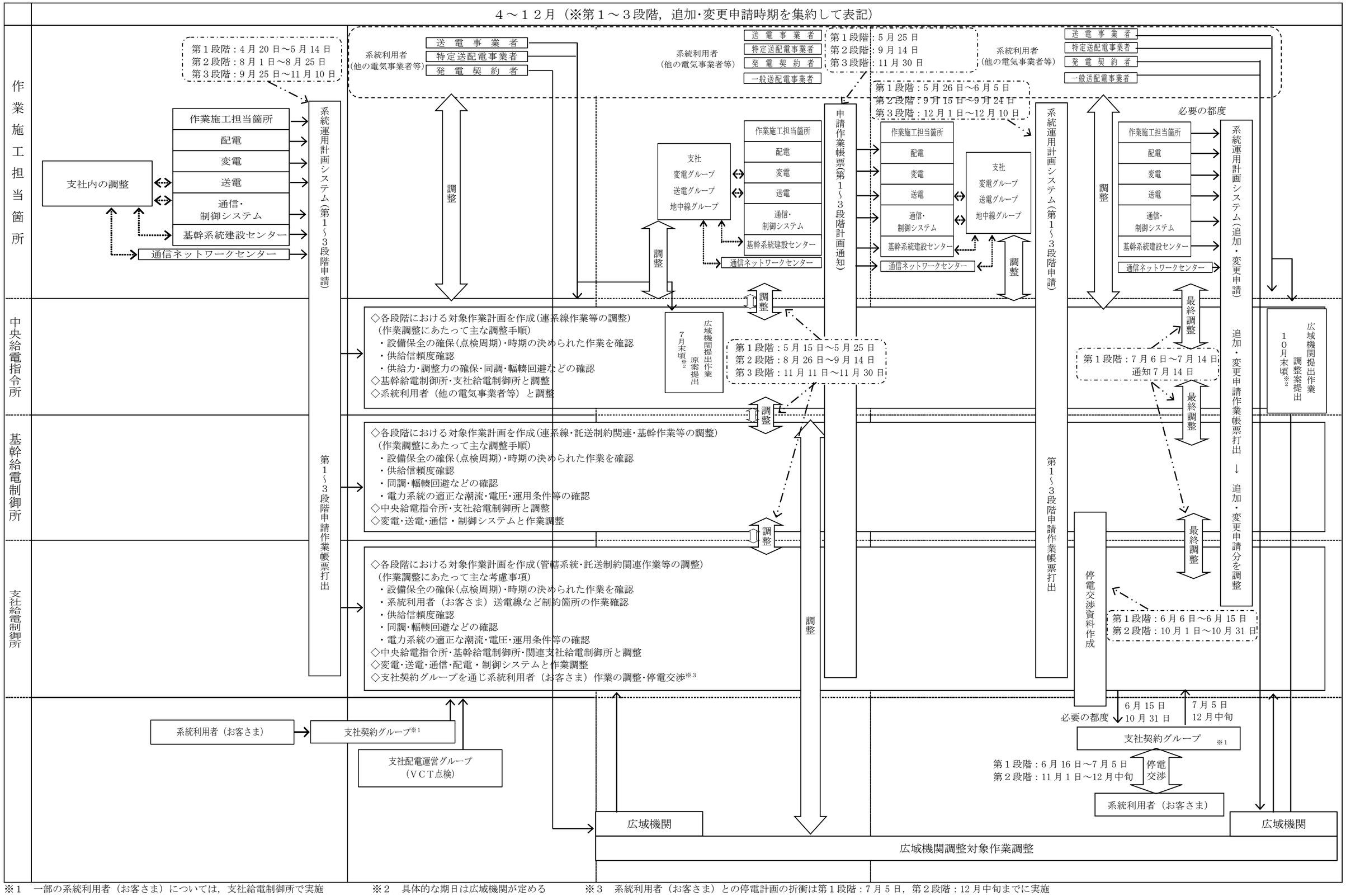

※１　一部の系統利用者（お客さま）については，支社給電制御所で実施

※２　具体的な期日は広域機関が定める

※３　系統利用者（お客さま）との停電計画の折衝は第１段階：７月５日，第２段階：12 月中旬までに実施

別図２　年間作業計画策定プロセス（２／２）

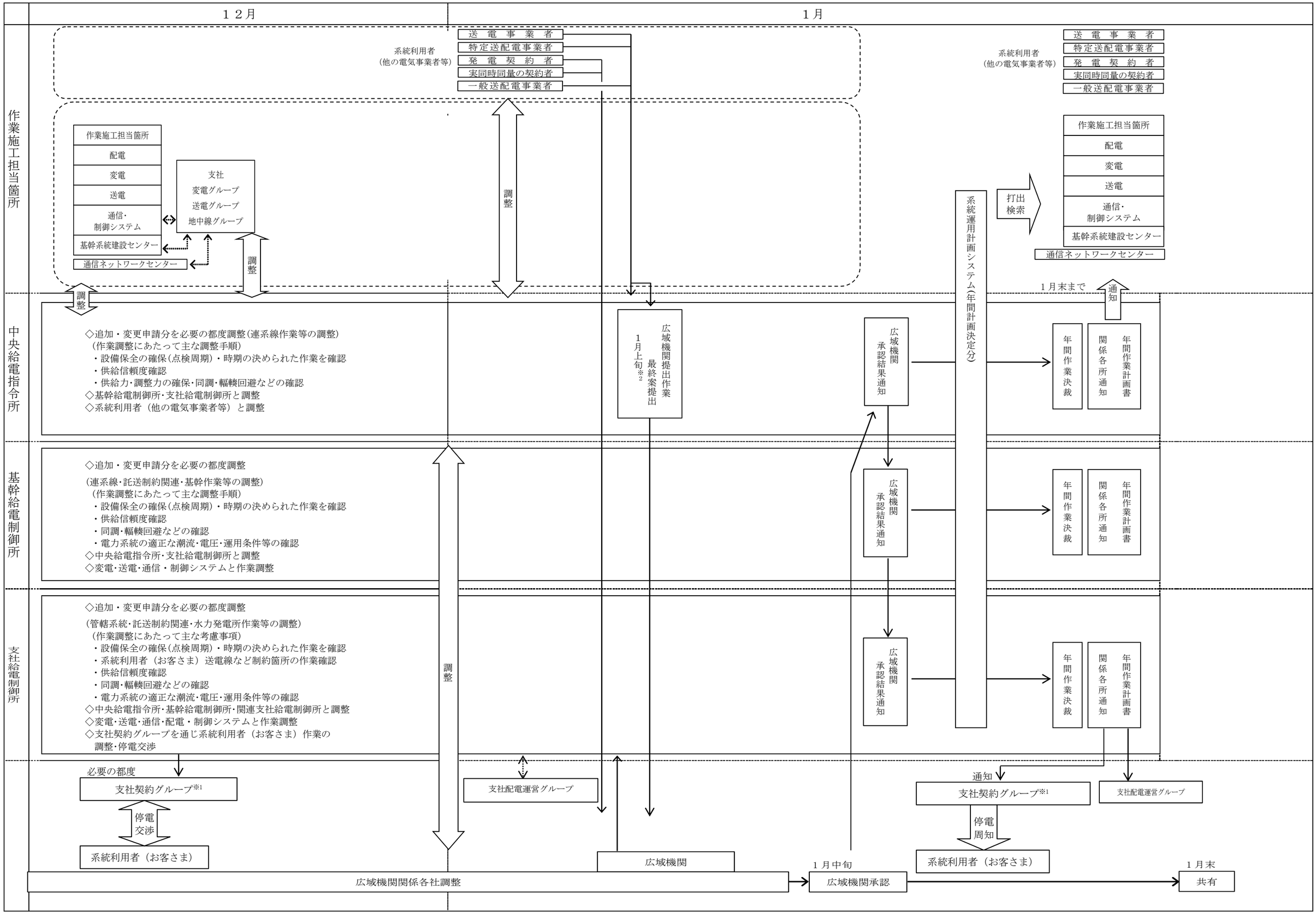

別図３　月間作業計画策定プロセス

（電力設備作業取扱指針）
⟷ 調整　⟶ 連絡・通知・入力

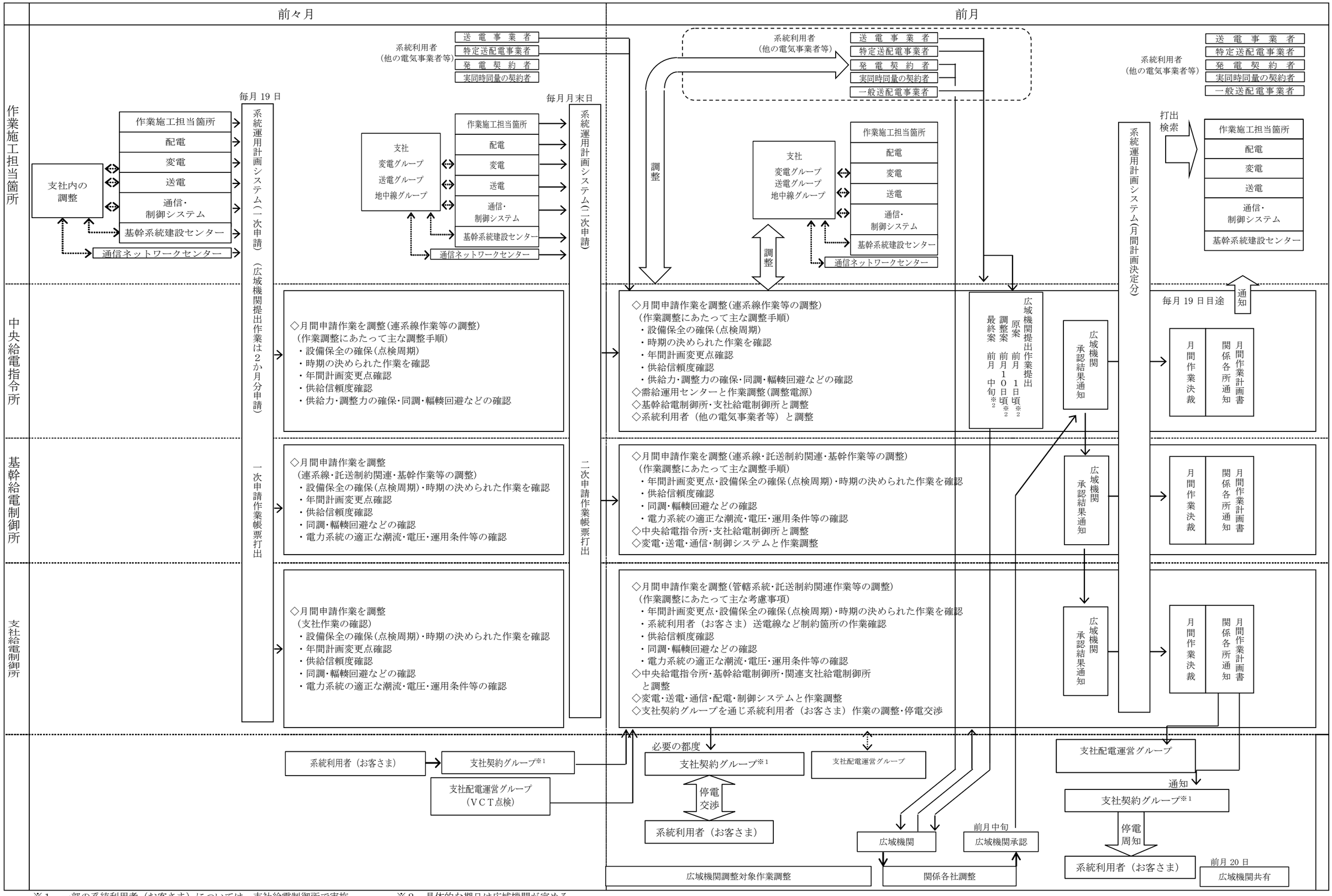

※１　一部の系統利用者（お客さま）については，支社給電制御所で実施

※２　具体的な期日は広域機関が定める

〔別　表〕

別表１　中給作業区分の対象範囲

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td>中給ａ
作　業</td><td colspan="2">給電装置・気象レーダー等通信作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中給ｂ
作　業</td><td colspan="2">基幹給電制御所が給電管轄する電力設備作業で中央給電指令所が決定するものをいう。</td></tr>
<tr><td>送変電設備関係</td><td>１　連系線作業
(1)　三重東近江線の停止
(2)　東清水ＦＣの停止
(3)　飛騨信濃ＦＣの停止
(4)　南福光ＢＴＢおよび中部北陸連絡母線の停止
２　連系線の運用に影響を与える作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中給ｃ
作　業</td><td colspan="2">支社給電制御所が給電管轄する電力設備作業で中央給電指令所が決定するものをいう。</td></tr>
<tr><td>融通切替関係</td><td>電力融通に直接関連する作業</td></tr>
</table>

別表２　基幹作業区分の対象範囲

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td>基幹ａ
作　業</td><td colspan="2">基幹給電制御所の給電指令範囲の電力設備作業。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基幹ｂ
作　業</td><td colspan="2">支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業で基幹給電制御所が決定するものをいう。</td></tr>
<tr><td>送変電設備
関　係</td><td>１　支社給電制御所が管轄する設備で，基幹給電制御所管轄の送電線停止を伴う作業
２　１５４ｋＶの火力電源線および関連する送電線・母線の作業
３　主要系統の２７５ｋＶ／１５４ｋＶ連系変圧器(三次回路を除く)
４　ＶＱＣおよびＳＶＣ制御対象の調相設備の作業</td></tr>
<tr><td>系統安定化
装置関係</td><td>系統安定化装置の作業および同装置の運用に支障を与える通信の作業等</td></tr>
</table>